介護老人保健施設リバティ博愛入所約款及び重要事項説明書

（令和　8 年　8 月　1 日現在）

（約款の目的）

第１条　介護老人保健施設リバティ博愛（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条　本約款は、利用者が老人保健施設リバティ博愛入所利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2.　利用者は、前項に定める事項の他、本約款及び重要事項説明書（別紙１、別紙２及び別紙３を含む。）の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

（身元引受人）

第3条　利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

①　行為能力者（民法第20条第１項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること

②　弁済をする資力を有すること

2.　身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額142万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3.　身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

①　利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

②　入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4.　身元引受人が第１項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第１項但書の場合はこの限りではありません。

5.　身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

（利用者からの解除）

第4条　利用者は、当施設に対し、事前に退所の意思表明をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

2.　身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

（当施設からの解除及び入院又は入所による終了）

第5条　当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

①　利用者が要介護認定において自立又は要支援１又は要支援2と認定された場合

② 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合

③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合

④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を１か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合

⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合

⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。

⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

2. 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本約款に基づく入所利用は終了します。

（利用料金）

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2. 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月５日までに送付し、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の15日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は現金又は当施設の指定金融機関に振込み、預金口座引き落としとします。

3. 当施設は、利用者又は身元引受人から、第１項に定める利用料金の支払いを受けたときは利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

（記録）

第7条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録をサービス提供の直近5年間分は保管します。

2. 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。

3. 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

4. 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第１項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

（身体の拘束等）

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、あらかじめ、当該利用者又は身元引受人に対してその内容等を詳細に説明し、同意を得たうえでその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由の記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

（秘密の保持）

第9条　当施設とその職員は、当法人の個人情報管理規程に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等

② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携

③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知

④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等

⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

⑥ 介護保険サービスの質の向上を目指すための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

⑦ 介護実習生、ボランティア等の学生その他一般の方で、一時的に施設に従事する場合。

2.　前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとし、職員がサービスに従事しなくなった又は事業所を退職した後においても、前項の守秘義務について継続します。

（緊急時の対応）

第10条　当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2.　当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3.　前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第11条　事業者は、その提供した介護保健施設サービスに関する利用者、身元引受人又は利用者の親族からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

2.　当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

（1）相談・苦情受付窓口（担当者）　支援相談員　崎　善彦

第三者委員　杉浦　守（法人評議員）　連絡先：0738-29-2558

池田　尚生（法 人 監 事）　連絡先：0738-22-3702

茶畑　公一（法 人 監 事）　連絡先：0738-22-4078

（2）　苦情解決責任者　小林　隆弘（法人理事長）

（3）　上記の（1）、（2）以外で、県や市町村の介護保険担当課、次の公的機関で苦情の申し立てができます。

① 和歌山県国民健康保険団体連合会

所在地　　和歌山市吹上 2 丁目 1 番 22 号（日赤会館内）

電話番号　073－427－4662

② 和歌山県福祉サービス運営適正化委員会

所在地　　和歌山市手平 2 丁目 1－2（県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階　社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会内

電話番号　073－435―5527

（事故発生時の対応）

第12条　サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2.　施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3.　前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（賠償責任）

第13条　介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2.　利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用契約に定めのない事項）

第14条　この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

＜別紙1＞

介護老人保健施設リバティ博愛のサービスについて

◇介護保険証の確認

説明を行うに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

◇ケアサービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

医療:

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

当施設ではジェネリック医薬品※を使用する場合があります。ご不明な点がございましたら、お気軽に御相談ください。

※後発医薬品。製造特許権が消滅し、複数の製薬会社が同様の成分で作成出来るようになった薬です。名前は違いますが、効果は変わりません。

介護:

施設サービス計画に基づいて実施します。

機能訓練:

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

◇生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

療養室:

個室、2人室、3人室、4人室

＊個室及び2人室の利用には、別途料金をいただきます。

食事:

朝食　7時30分～　8時30分

昼食　11時30分～12時30分

夕食　17時00分～18時00分

＊食事は原則として食堂でおとりいただきます。

入浴：

週に最低2回。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

※特殊浴　月曜日・火曜日・木曜日・金曜日　　午前 9 時～

介助浴　月曜日から土曜日　　午前 9 時～

理容：

基本的に第1、第3日曜日に理容サービスを実施します。

＊理容サービスは、別途料金をいただきます。

◇他機関・施設との連携

協力医療機関への受診：

当施設では、病院・診療所や歯科診療所に協力をいただいていますので、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

他施設の紹介：

当施設での対応が困難な状態になった場合もしくは専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の機関を紹介しますので、ご安心ください。

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

なお、当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽に御相談ください。

（電話0738－29－3434）

また、要望や苦情なども、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

＜別紙2＞

介護老人保健施設リバティ博愛のご案内

1．施設の概要

（1）施設の名称等

・施設名　介護老人保健施設リバティ博愛

・開設年月日　平成8年5月9日

・所在地　和歌山県御坊市名田町野島1番地9

・電話番号　0738-29-3434　・ファックス番号 0738-29-3433

・管理者名　理事長　小 林　隆 弘

・介護保険指定番号　介護老人保健施設（3052080011号）

（2）介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

［介護老人保健施設リバティ博愛の運営方針］

① 親切・丁寧 ②信頼と安心 ③希望と自立

社会福祉法人博愛会の目的に従って、入所者の処遇に関し、施設を信頼し、安心して生活が送れるよう個々の処遇に徹しつつ、全体の秩序ある運営を推進する。

老人保健法の基本理念に基づき、傷病等により寝たきりの状態にある高齢者又はこれに準ずる状態にある高齢者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能回復訓練、その他必要な医療を行うとともに、その日常生活上の介護を行い、各種サービスを提供することによって利用者個々の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族（介護者）の身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。

（3）施設の職員体制

	従事者	職務内容
・管理者	1人	施設の業務を総括し、執行する
・医　師	1人	利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応をする
・看護職員	12 人	医師の指示に基づき、投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う
・介護職員	37 人	利用者の日常生活全般にわたる介護業務を施設サービス計画に基づき行う
・支援相談員	2 人	利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、市町村との連携を図る
・理学療法士	9 人	利用者などに対する理学療法業務を行う
・作業療法士	3 人	利用者などに対する作業療法業務を行う

・管理栄養士	2 人	利用者の栄養管理・栄養ケアマネジメント等の管理を行う
・介護支援専門員	1人	利用者などに対する施設サービス計画の作成・調整を行う
・歯科衛生士	1 人	口腔清潔等の業務に従事する

(4)入所定員等　・定員　83名(うち(予防介護)短期入所療養介護3名)

・療養室　個室　18室、2人室　8室、3人室　11室、4人室　4室

2. サービス内容

① 施設サービス計画の立案(ケアプラン)
② 食事
③ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応)
④ 医学的管理・看護
⑤ 介護(退所時の支援も行います)
⑥ 機能訓練(リハビリテーション、レクリエーション)
⑦ 相談援助サービス
⑧ 理容サービス
⑨ その他

＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 利用料金　※以下(非)・(非課税)は消費税非課税、(内)は消費税を含む料金です。

(1)基本料金

① 施設利用料(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です)

多床室	1 割	2割	3割
・要介護1	839円[非]	1，678円〔非〕	2，517円[非]
・要介護2	889円[非]	1，778円〔非〕	2，667円[非]
・要介護3	954円[非]	1，908円〔非〕	2，862円[非]
・要介護4	1，007円[非]	2，014円〔非〕	3，021円[非]
・要介護5	1，058円[非]	2，116円〔非〕	3，174円[非]
従来型個室	1割	2割	3割
・要介護1	763円[非]	1，526円[非]	2，289円[非]
・要介護2	809円[非]	1，618円[非]	2，427円[非]
・要介護3	874円[非]	1，748円[非]	2，622円[非]
・要介護4	929円[非]	1，858円[非]	2，787円[非]
・要介護5	978円[非]	1，956円[非]	2，934円[非]

※上記金額には基本サービス費、夜勤職員配置加算、サービス提供体制強化加算Ⅰイの合計額です。

※外泊された場合には、一月につき6日を限度として外泊初日と最終日以外は上記料金に代えて 1 割の方362円[非]、2割の方724円[非]、3割の方1，086円となります。

※上記金額は、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

② 居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用・食費の負担が軽減されます。

〔日額〕

対象者		区分	居住費		食費
			多床室	従来型個室	
生活保護受給者		利用者負担第１段階	¥0	¥550	¥300
市町村民税世帯全員が非課税	老齢福祉年金受給者	利用者負担第２段階	¥430	¥550	¥390
	課税年金収入額と合計所得年金額の合計が 80 万円以下の方	利用者負担第３段階①	¥430	¥1,370	¥680
	利用者負担第２段階以外の方（課税年金収入が 80 万円超 120 万円未満の方など）	利用者負担第３段階②	¥430	¥1,470	¥1,420
	利用者負担第２段階以外の方（課税年金収入が 120 万円超の方など）	利用者負担第４段階	¥437	¥1,728	¥1,545
上記以外の方					

（2）その他介護給付サービス加算（非課税）

① 初期加算（Ⅰ） 1割：60円、2割：60円、3割：90円（1日あたり）
② 初期加算（Ⅱ） 1割：30円、2割：60円、3割：90円（1日あたり）
③ 栄養マネジメント強化加算 1割：11円、2割：22円、3割：33円（1日あたり）
④ 再入所時栄養連携加算 1割：200円、2割：400円、3割：600円
⑤ 口腔衛生管理加算（Ⅰ） 1割：90円、2割：180円、3割：270円
⑥ 口腔衛生管理加算（Ⅱ） 1割：110円、2割：220円、3割：330円
⑦ 療養食加算 1割：6円、2割：12円、3割：18円
⑧ 経口移行加算 1割：28円、2割：56円、3割：84円
⑨ 入所前後訪問指導加算（Ⅰ） 1割：450円、2割：900円、3割：1,350円
⑩ 入所前後訪問指導加算（Ⅱ） 1割：480円、2割：960円、3割：1,440円
⑪ 試行的退所時指導加算 1割：400円、2割：800円、3割：1,200円
⑫ 退所時情報提供加算（Ⅰ） 1割：500円、2割：1,000 円、3割：1,500円
⑬ 退所時情報提供加算（Ⅱ） 1割：250円、2割：500円、3割：750円
⑭ 入退所前連携加算（Ⅰ） 1割：600円、2割：1,200円、3割：1,800円
⑮ 入退所前連携加算（Ⅱ） 1割：400円、2割：800円、3割：1,200円
⑯ 訪問看護指示加算 1割：300円、2割：600円、3割：900円
⑰ 経口維持加算（Ⅰ） 1割：400円、2割：800円、3割：1200円
⑱ 経口維持加算（Ⅱ） 1割：100円、2割：200円、3割：300円
⑲ 若年性認知症利用者受入加算 1割：120円、2割：240円、3割：360円
⑳ 緊急時治療加算 1割：518円、2割：1，036円、3割：1，554円
㉑短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）1割：258円、2割：516円、3割：774円

㉒短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）1割：200円、2割：400円、3割：600円
㉓ターミナルケア加算
1割：死亡日1，900円、死亡日前日及び前々日910円、死亡日前 4～30 日160円
死亡日前31～45日72円
2割：死亡日3，800円、死亡日前日及び前々日1，820円、死亡日前 4～30 日320円
死亡日前31～45日144円
3割：死亡日5，700円、死亡日前日及び前々日2，730円、死亡日前 4～30 日480円
死亡日前31～45日216円
㉔所定疾患施設療養費（Ⅰ）1割：239円、2割：478円、3割：717円
㉕所定疾患施設療養費（Ⅱ）1割：480円、2割：960円、3割：1440円
㉖認知症行動・心理症状緊急対応加算1割：200円、2割：400円、3割：600円
㉗かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ 1 割：140円、2割：280円、3割：420円
㉘かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ 1 割：70円、2割：140円、3割：210円
㉙かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）1 割：240円、2割：480円、3割：720円
㉚かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）1 割：100円、2割：200円、3割：300円
㉛褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）1割：3円、2割：6円、3割：9円
㉜褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）1割：13円、2割：26円、3割：39円
㉝排せつ支援加算（Ⅰ）1割：10円、2割：20円、3割：30円
㉞排せつ支援加算（Ⅱ）1割：15円、2割：30円、3割：45円
㉟排せつ支援加算（Ⅲ）1割：20円、2割：40円、3割：60円
㉞在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）1割：51円、2割：102円、3割：153円
㉟在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）1割：51円、2割：102円、3割：153円
㊱自立支援推進加算　1割：300円、2割：600円、3割：900円（1 月につき）
㊲科学的介護推進体制加算（Ⅰ）1割：40円、2割：80円、3割：120円（1 月につき）
㊳科学的介護推進体制加算（Ⅱ）1割：60円、2割：120円、3割：180円（1 月につき）
㊴安全対策体制加算1割：20円、2割：40円、3割：60円（入所中 1 回）
㊵リハビリテーションマネジメント計画情報加算（Ⅰ）1割：53円、2割：106円、3割：159円
（1 月につき）
㊶リハビリテーションマネジメント計画情報加算（Ⅱ）1割：33円、2割：66円、3割：99円（1 月につき）
㊷認知症短期集中リハビリテーション加算（Ⅰ）1割：240円、：2割：480円、3割：720円
㊸認知症短期集中リハビリテーション加算（Ⅱ）1割：120円、：2割：240円、3割：360円
㊹認知症ケア加算　1割：76円、2割：152円、3割：228円
㊺認知症専門ケア加算（Ⅰ）1割：3円、2割：6円、3割：9円
㊻認知症専門ケア加算（Ⅱ）1割：4円、2割：8円、3割：12円
㊼認知症チームケア推進加算（Ⅰ）1割：150円、2割：300円、3割：450円
㊽認知症チームケア推進加算（Ⅰ）1割：120円、2割：240円、3割：360円
㊾退所時栄養情報連携加算1割：70円、2割：140円、3割：210円
㊿協力医療機関連携加算（Ⅰ）（令和6年度まで）1割：100円、2割：200円、3割：300円
(51)協力医療機関連携加算（Ⅰ）（令和7年度から）1割：50円、2割：100円、3割：150円
(52)協力医療機関連携加算（Ⅱ）（令和7年度から）1割：5円、2割：10円、3割：15円
(53)高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）1割：10円、2割：20円、3割：30円
(54)高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）1割：5円、2割：10円、3割：15円
(55)新興感染症等施設療養費加算（1 月に 1 回 5 日を限度）1割：240円、：2割：480円、3割：720円

㊻生産性向上推進体制加算（Ⅰ）（1 月につき）1割：100円、2割：200円、3割：300円
㊼生産性向上推進体制加算（Ⅱ）（1 月につき）1割：10円、2割：20円、3割：30円
㊽サービス提供体制強化加算（Ⅰ）1割：22円、2割：44円、3割：66円
㊾サービス提供体制強化加算（Ⅱ）1割：18円、2割：36円、3割：54円
㊿サービス提供体制強化加算（Ⅲ）1割：6円、2割：12円、3割：18円
(61)介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ） 基本料金及び上記加算算定合計の1000分の97に相当する額
利用者負担はその算定された額に介護保険負担割合証に記載された割数を乗じた額。

（3）その他の料金

① 特別室利用料（1日当たり）
・個室　　1，650円[内]
・2人室　　825円[内]
② 理容代　　実費（2，000円程度）
③ テレビ使用料（電気代）1日60円[内]　冷蔵庫使用料（電気代）1日60円[内]
④ 電話代　　通話料実費負担
⑤ 日用品費　　1日　200円[非]（シャンプー・リンス・タオル等）
⑥ 教養娯楽費　　1日　200円[非]（行事等）
⑦ 洗濯代（1かご＝10枚）　200円[非]
⑧ おやつ代　　1日　200円[内]

（4）支払い方法

・毎月5日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の15日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
・お支払い方法は、現金、又は当施設の指定金融機関への振込み、預金口座引き落としの方法があります。入所契約時にお選びください。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

医療機関の名称	所 在 地	電 話
ひだか病院	和歌山県御坊市薗 116 番地 2	0738－22－1111（代）
国立病院機構 和歌山病院	和歌山県日高郡美浜町和田 1138	0738－22－3256（代）
博愛診療所 （博愛歯科診療所）	和歌山県御坊市名田町野島1番地9	0738－29－8041

5. 施設利用に当たっての留意事項

・面会時間　（9時00分～19時00分）　＊感染症対策の場合は時間、場所等変更があります。
・外出・外泊（支援相談員と御相談下さい）
・建物及び敷地内は禁煙です。
・設備・備品の利用（当施設の設備、器具の利用にあたっては職員の指示に従って下さい）
・所持品・備品等の持ち込み（職員に申し出て下さい。）
・金銭・貴重品の管理（貴重品は絶対に居室に持ち込まないで下さい。万一居室等で紛失されましても一切の責任は負いません。）
・外泊時等の施設外での受診（支援相談員と御相談下さい。）
・宗教活動（支援相談員と御相談下さい。）
・ペットの持ち込み（原則として禁止）

6. 非常災害対策

・防災設備　スプリンクラー、消火器、消火栓、火災通報電話、火災受信機等

・防災訓練　年3回

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

＜別紙３＞

個人情報の利用目的

（令和　４年　４月　１日現在）

介護老人保健施設リバティ博愛では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

・当施設が利用者等に提供する介護サービス
・介護保険事務
・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
　－入退所等の管理
　－会計・経理
　－事故等の報告
　－当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
　－利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
　－利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
　－検体検査業務の委託その他の業務委託
　－家族等への心身の状況説明
・介護保険事務のうち
　－保険事務の委託
　－審査支払機関へのレセプトの提出
　－審査支払機関又は保険者からの照会への回答
・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

・当施設の管理運営業務のうち
　－医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
　－当施設において行われる学生の実習への協力
　－当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

・当施設の管理運営業務のうち
　－外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設リバティ博愛入所利用同意書

介護老人保健施設リバティ博愛を入所利用するにあたり、介護老人保健施設入所利用約款及び重要事項説明書、別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和　　年　　月　　日

＜利用者＞
住　所
氏　名　　印

＜利用者の身元引受人＞
住　所
氏　名　　印

事業所名
介護老人保健施設リバティ博愛
事業者名
社会福祉法人　博愛会
理事長　小　林　　隆　弘　殿

【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏　　名	（続柄　　）
住　　所	〒
電 話 番 号	TEL

【本約款第10条第3項の緊急時及び第12条第3項事故発生時の連絡先】

氏　　名	（続柄　　）
住　　所	〒
電 話 番 号	TEL